

大仙市 オンライン申請システム(Graffer スマート申請)

－ 1 件目の申請内容をコピーして 2 件目の申請手続きを行う方法 －

1 件目の申請後、申請内容をコピーして 2 件目の申請手続きを行う手順を記載いたします。

※ システムの仕様上、添付書類(写真等のデータ)、マイナンバー(12 桁の数字データ)は引き継がれません。
あらかじめご了承ください。

※ 申請した内容を異なる申請フォームにコピーすることはできません。

(例)「【保育 11】令和 9 年度保育所等継続利用申請」のフォームで申請した内容を「【保育 12】令和 9 年度保育所等利用申請【新規・転入前・広域・転園対象】」のフォームにコピーすることはできません。

■利用手順

① 1 件目の申請完了後、自動返信メール内の【申請の詳細は・・・】の URL をクリックします。

送信者	noreply@mail.graffer.jp
送信日時	2026-06-29 10:10
宛先	
件名	申請受付のお知らせ【大仙市 / 【保育11】令和9年度 保育所等継続利用申請】

「大仙市 【保育11】令和9年度 保育所等継続利用申請」の申請を受け付けいたしました。
申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類

【保育11】令和9年度 保育所等継続利用申請

■ 申請日時 2026-06-29 10:10:44

■ 2 人目以降の申請手続きを行う場合

2 人目以降の申請を行う際は、以下 URL へアクセスし【この申請をもとに新規申請】をクリックし、手続きを進めてください。

▼申請の詳細は、以下の URL からご確認ください。

<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/0875894273806582939>

大仙市 保育オンライン担当

② 申請内容の詳細ページに遷移後、【この申請をもとに新規申請】をクリックします。

申請一覧 / 申請詳細

【保育11】令和9年度 保育所等継続利用申請

申請番号 0875-8942-7380-6582939

申請を取り下げる

この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容

申請先
大仙市

対応ステータス
受付済

次のページに進みます。

- ③ 1 件目の申請内容がコピーされた状態で、新たな申請手続きが開始されます。入力内容を適宜修正いただき、お手続きください。

【保育11】 令和9年度 保育所等継続利用申請

入力の状況

0%

大仙市の「【保育11】 令和9年度 保育所等継続利用申請」のオンライン申請ページです。

子ども・子育て支援法施行規則第9条第1項の規定に基づき、就労証明書など必要書類を事前に準備頂き、お手続きください。

本フォームで行う手続き

- ① 令和9年度 大仙市保育所等継続利用申請
- ② 大仙市教育・保育給付認定現況届
- ③ すこやか子育て支援事業保育料等免除申請

きょうだいで継続申込みをする場合

申請は子ども1人につき1申請です。1人目の申請後、別途2人目以降の申請をしてください。(1人目の申請をコピーできます)

Grafferアカウントの登録について

途中まで入力した内容が30日間保持されます。また、一度申請した内容をコピーして2件目の申請手続きが可能となりますので、Grafferアカウント登録を推奨いたします
Grafferアカウント作成方法（外部リンク）

<https://graffer.jp/faq/wh3fgw> 

利用規約をご確認ください

[利用規約](#)  に同意して、申請に進んでください。

☒ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

以上